

(2026年10月2日発表)

「経済センサス－活動調査」における調査員証及び指導員証の紛失について

◆概要

- ・「経済センサス－活動調査」において、調査員及び指導員が調査活動中に携帯し、身分を証明するために使用する調査員証及び指導員証について、静岡県へ返還すべきものの一部(個人情報(氏名のみ)の記載がある調査員証4名分、予備の調査員証及び指導員証272枚)を紛失したことが判明しました。
- ・紛失したものの内訳は、調査員予定者から辞退の申出があったため実際には交付しなかった調査員証3名分、調査終了後に調査員から返納された調査員証1名分、予備の調査員証240枚及び予備の指導員証32枚です。

※「経済センサス－活動調査」は、5年に1度、すべての事業所・企業を対象に、日本の経済活動の実態を把握するために実施する調査です。

静岡県知事が任命した調査員は、事業所・企業を訪問し、調査書類の配付や回答方法の説明を行います。また、指導員は、調査員が提出した調査書類の検査などを行います。

◆覚知日

2026年10月1日(木曜日)

◆場所

静岡市役所 清水庁舎内

◆これまでの経緯

- ・調査員及び指導員の活動期間は、2026年5月7日から7月6日まででした。
- ・調査員証及び指導員証の静岡県への返還期日は、10月1日とされていました。
- ・9月30日夜、調査関係書類を静岡県へ提出するため、調査員証及び指導員証の枚数を確認したところ、氏名が記載された調査員証の一部が見当たらないことが判明しました。また、調査員証及び指導員証の予備についても、所在が確認できませんでした。
- ・同日夜及び翌10月1日午前、清水庁舎内において所在の確認を行いましたが、発見できなかったため、紛失したものと判断しました。
- ・10月2日、氏名が記載された調査員証4名分の対象者に対し、電話で事案を説明し、謝罪しました。

◆被害状況

現時点で、紛失した調査員証に記載された個人情報(氏名)が外部に流出した事実や、調査員証及び指導員証がかたり調査に悪用されたことを疑わせる被害は確認されていません。

◆原因

- ・調査員証及び指導員証について、受払簿による受領・交付・返納及び残数の管理を行っていませんでした。
- ・交付しなかった調査員証と調査員証及び指導員証の予備は、静岡県から静岡市へ調査員証及び指導員証が送付された際に使用されていた段ボール箱をそのまま使用し、清水庁舎内の施錠可能な執務室内で保管していましたが、箱ごと所在が分からなくなりました。当該段ボール箱は、溶解処分する文書を入れた段ボール箱と近接した場所に置かれていたことから、溶解処分する文書とともに誤って処分した可能性が高いと考えています。
- ・調査員から返納された調査員証1名分については、返納を確認した後、溶解処分する文書を入れた段ボール箱に誤って入れた可能性が高いと考えています。

◆今後の対応

経済センサスー活動調査に限らず、他の統計調査においても、調査員証及び指導員証について、次のとおり管理を徹底します。

- ・受払簿を作成し、調査員証及び指導員証の受領枚数、交付枚数、返納枚数及び残数を管理します。
- ・受払簿に記載された残数と調査員証及び指導員証の現物の枚数を複数人で照合します。
- ・調査員証及び指導員証を受け入れた際は、受払簿とともに、それぞれ専用のケースに入れ、施錠できる部屋に保管します。

【問い合わせ先】

総合政策局 総合政策課(静岡庁舎12階)担当:山田・渡辺 電話:054-221-1024